

令和2年10月1日 貸渡約款改正対照表

項目	該当条項	旧貸渡約款（令和2年2月版）	新貸渡約款（令和2年10月版）
賠償責任	第23条	<p>4. 会員等又は登録運転者の過失による事由（ガス欠、バッテリーチャージ、脱輪、インナーロック、パンク、バースト等）によって費用等（レッカー代等）が発生した場合は、会員等はそれに係わる全ての費用を負担するものとします。また、それによって当社が被る損害に対する休業補償、出勤費を支払うものとします。</p>	<p>4. 会員等又は登録運転者の過失による事由（ガス欠、バッテリーチャージ、脱輪、インナーロック、パンク、バースト等）によって費用等（レッカー代等）が発生した場合は、会員等はそれに係わる全ての費用を負担するものとします。また、それによって当社が被る損害に対する休業補償、出勤費を支払うものとします。<u>ただし、会員等が希望する場合、個別契約の予約を申し込む時に、休業補償に関するカリテコあんしんサービスに加入することができます。</u></p>
約款の変更	第35条	<p>当社は、会員等に予告することなく本約款を改定することが出来るものとします。</p> <p>2. 当社は本約款を改定する場合は<u>その効力が生じる14日前までに当社ホームページ及び会員のメールアドレスに告知するものとします。</u>また、会員等は当該効力発生日までに本約款第6条に基づき中途解約しない場合には、本約款の改定に同意したものと見なします。</p>	<p>当社は、会員等に予告することなく本約款を改定することが出来るものとします。</p> <p>2. 当社は本約款を改定する場合は<u>その効力が生じる前までに当社ホームページもしくは会員のメールアドレスに告知するものとします。</u>また、会員等は当該効力発生日までに本約款第5条に基づき中途解約しない場合には、本約款の改定に同意したものと見なします。</p>